

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月17日

照会部署名 草津年金事務所厚生年金適用調査課

照会担当者 厚生年金適用調査課長 横田 修

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認]

木頃

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-10

本部受付番号 No. 2010—622

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

報酬の範囲について (自動車営業担当)

(内容)

自動車販売会社の営業担当者が「個人所有の自動車を勤務先の事業所に貸す」という契約を結び、その車の使用料が給与とは別に支払われる場合、自動車使用料を報酬に含めるべきかお伺いします。

労働契約とは別に、営業担当者の個人所有者車を業務に使用する契約を結び、その車で営業を行う。使用料は本人に直接支払われる。給与明細には記載されない。使用料は事業所毎の規定により2万円～3万円で毎月定額のこと。出勤日数による変動はなし(通勤手当、燃料費とは別)。全営業担当者が該当する。

<経過>

社労士より照会があり、「全国的に現状は個人所有車を営業に使用する場合、個別に使用する契約を結んでおらず、手当として支払われているため、報酬に含んでいる。本来は「自動車の使用料」は労働の対償ではないため、報酬に含むべきではない」とのこと。今後、「個別に契約書を作成し、給与と支払いを分

け、自動車使用料分だけ報酬から除くよう事業所に指導する」とのことでのことで、確認依頼がありました。

/

<対応案>

契約を分け、給与明細には記載しないというだけで、実態は現状と変わらないこと、全営業担当者が該当すること、また事業所の規定により手当の額を設定していることから実費弁済とは言えず、報酬に含めるべきと考えます。全国的なケースのため、照会させていただきます。

(ブロック本部回答)

既存の諸規定等において明らかでないため、本部へ照会してください。

回答日 平成22年5月27日

回答部署名 近畿ブロック本部 適用・徴収支援部 厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（適用支援G長） 谷 善弘

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。

今回の事例では、事業所と営業担当者との間に労働契約とは別に契約を結び、その使用料が毎月定額で支払われることとなっているが、使用料は営業業務を行うことを前提としたものであること、また、出勤日数にかかわらず一定であることから実費弁済的なものでもないと考えられるので、上記でいうところの報酬に該当する。

回答日 平成22年10月27日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 柿崎 光政

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上